

## 境港市自主防災組織育成要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の規定及び境港市地域防災計画に基づき、自主防災組織の結成及び育成について必要な事項を定めることを目的とする。

### (庶務)

第2条 市は、自主防災組織の結成に当たっては、関係自治会及び結成しようとする地域と十分に協議しながら助言及び指導を行うものとし、その育成については、防災関係機関と連絡調整を図りながら行うものとする。

2 自主防災組織に係る庶務は、市民生活部自治防災課において処理する。

### (自主防災組織の単位)

第3条 自主防災組織は、自治会単位で結成するものとする。ただし、特に必要があると認められるときは、複数の自治会が共同で結成することができる。

### (自主防災組織の活動)

第4条 自主防災組織の活動は、概ね次のとおりとする。

#### (1) 平常時の活動

- ア 防災に関する知識・技術の習得及び向上、住民への防災意識の啓発
- イ 地域内の災害時要援護者の把握
- ウ 地域における危険箇所の把握
- エ 地域における情報の収集及び伝達体制の確認
- オ 避難所等の確認
- カ 防災訓練の実施
- キ 防災資機材の整備・点検、及び使用方法の確認

#### (2) 災害発生時の活動

- ア 出火防止と初期消火
- イ 地域住民の安否確認と避難誘導（災害時要援護者含む）
- ウ 情報の収集及び伝達
- エ 炊出しや給水の協力
- オ 要救助者の救出（二次災害に十分注意すること。）

### (自主防災組織の結成及び編成)

第5条 自主防災組織の結成にあたっては、自治会規約に自主防災組織を設置するこ

とを明記するものとする。なお、複数の自治会が共同で自主防災組織を結成する場合は、新たに規約を制定するものとする。

- 2 自主防災組織の名称は、「〇〇町（区）自治会防災部」とする。なお、複数の自治会が共同で自主防災組織を結成する場合は、「〇〇町（区）防災会」とする。
- 3 自主防災組織に次に掲げる役員を置くものとする。
  - (1) 部長もしくは会長
  - (2) 副部長もしくは副会長
  - (3) 班長
- 4 複数の自治会が共同で自主防災組織を結成する場合は、前項に加え、次に掲げる役員を置くものとする。
  - (1) 会計
  - (2) 会計監査
- 5 自主防災組織の班の編成は、概ね次に掲げる班を基本とするが、自主防災組織の実情に応じて決定するものとする。
  - (1) 情報連絡班
  - (2) 消火班
  - (3) 避難誘導班
  - (4) 救出救護班
  - (5) 炊出し班

(自主防災組織結成の届出)

第6条 自主防災組織を結成した時は、別記様式により市長に届け出るものとする。

(活動等に要する経費)

第7条 自主防災組織の活動に要する費用は、それぞれの組織の負担とする。

(災害補償等)

- 第8条 災害対策基本法第65条第1項の規定による応急措置の業務に従事したことにより死亡、負傷、疾病、障害の状態となったときの補償については、境港市消防団員等公務災害補償条例（平成16年境港市条例第22号）を準用するものとする。
- 2 市の行う防災訓練又はそれぞれの組織が行う防災訓練に参加した者がその参加によって負傷又は死亡したときの補償については、境港市市民総合災害補償規則（平成20年境港市規則第11号）によるものとする。

(活動に対する助成)

第9条 市は、自主防災組織の結成があった場合、組織の活動に必要な資機材について、別に定めるところにより、当該組織に対して整備に要する費用を助成する

ものとする。

- 2 市は、自主防災組織の防災訓練等の活動に要する費用について、別に定めるところにより、当該組織に対して助成するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年12月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際、既に結成されている自主防災組織は、この要綱による自主防災組織とみなす。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際、既に結成されている自主防災組織については、この要綱による自主防災組織とみなす。
- 3 この要綱施行の際、既に結成されている自主防災組織の資機材整備については、第9条第1項の規定に関わらず、なお従前の例による。

別記様式1（自治会内に自主防災組織を結成した場合）

年 月 日

境港市長 様

自治会長

⑩

## 自主防災組織結成届

下記のとおり自主防災組織を結成したので届け出ます。

### 記

1. 自主防災組織の名称 自治会防災部
2. 結成年月日 年 月 日
3. 規約の写し 別紙のとおり
4. 役員名簿及び班編成 別紙のとおり
5. 資機材の保管場所

別記様式2（複数の自治会が共同で自主防災組織を結成した場合）

年 月 日

境港市長 様

防災会長

⑩

## 自主防災組織結成届

下記のとおり自主防災組織を結成したので届け出ます。

### 記

1. 自主防災組織の名称 防災会
2. 結成年月日 年 月 日
3. 規約の写し 別紙のとおり
4. 役員名簿及び班編成 別紙のとおり
5. 資機材の保管場所